

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 少数株主からの株式買取（スクイズアウト）の留意点

2017年10月1日以降の組織再編から、少数株主からの株式取得（スクイズアウト）による税務上の取扱いがつぎのとおり変更されています。

手法	概要	対象会社の課税関係	譲渡株主の課税関係
合併	合併の対価として買収法人が買収対象法人の株主に金銭を交付	原則：時価評価課税（非適格） 帳簿価額が1,000万円未満の資産は除外（自己創設のれんの除外） 例外：課税無し（適格）※ ※対価要件例外 ：発効済株式の3分の2以上を保有する場合、少数株主に金銭等を交付しても対価要件を満たす	株式譲渡益課税（非適格合併の場合：みなし配当課税あり）
株式交換	株式交換の対価として、買収法人が買収対象法人の株主に金銭を交付		株式譲渡益課税
全部取得条項付種類株式	買収対象法人の既存株式を全部取得条項付の種類株式に変更。少数株主が端数になる種類株式を対価として買収対象法人が取得する決議をし、少数株主に端数相当の金銭を交付		
株式併合	買収対象法人の少数株主の全員が1株未満となる株式併合を行い、少数株主に端数相当の金銭を交付		
株式売渡請求	買収対象法人の9割以上の議決権を有する株主が対価の額等を定めて買収対象法人に通知。取締役会承認等の手続きを経て買収対象法人の株主から金銭を対価に株式を取得		

法務上の各手法の手続き等の相違点はつぎのとおりです。

手法	買収法人に必要な買収対象法人議決権割合	対象法人における株主総会特別決議の要否	買収法人における株主総会特別決議の要否	反対株主の対抗手段
合併	3分の2以上（特別決議）	90%以上の議決権を有する場合は不要	簡易合併とならない限り必要	株式買取請求
株式交換			簡易株式交換とならない限り必要	
全部取得条項付種類株式	3分の2以上（特別決議）	必要	不要	価格決定の申立ておよび株式買取請求
株式併合				株式買取請求
株式売渡請求	単独で90%以上	不要		価格決定の申立て

お見逃しなく！

非適格株式交換や連結納税の採用に伴う時価評価制度の対象となる資産から、自己創設のれんが除外されることとなりました。